



# 愛媛県報

発行 愛媛県

令和元年6月7日金曜日 第10号

## ◇ 目 次 ◇

保安林の指定施業要件を変更する旨の通知..... (森林整備課) ... 101  
 保安林の指定施業要件の変更..... ( " ) ... 101  
 急傾斜地崩壊危険区域の指定..... (砂防課) ... 102  
 土地改良区の定款変更の認可..... (中予地方局農村整備第一課) ... 102  
 開発行為に関する工事の完了..... (中予地方局建築指導課) ... 102

## 公 告

土木設計積算システム用端末機の借入れ..... (土木管理課) ... 102

## 県議会訓令

愛媛県議会議務局規程の一部を改正する訓令..... (議会議務局) ... 103

## 公営企業公告

シンチレーションカメラシステムの借入れ..... (公営企業管理局総務課) ... 104

この県報に掲載される入札告示、落札者等の告示及び入札公告は、W T O に基づく政府調達に関する協定の適用を受けるものである。

## 告 示

### ○愛媛県告示第163号

次の保安林の指定施業要件を変更する旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示する。

令和元年6月7日

愛媛県知事 中村時広

- 1 (1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所  
北宇和郡鬼北町（次の図に示す部分に限る。）
- (2) 保安林として指定された目的  
水源の涵養
- (3) 変更後の指定施業要件  
ア 立木の伐採の方法  
ア 主伐に係る伐採種は、定めない。  
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。  
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。  
イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。
- 2 (1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所  
北宇和郡鬼北町（次の図に示す部分に限る。）
- (2) 保安林として指定された目的  
土砂の流出の防備
- (3) 変更後の指定施業要件  
ア 立木の伐採の方法  
ア 次の森林については、主伐は、択伐による。  
鬼北町（次の図に示す部分に限る。）

- (イ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
- (ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を愛媛県庁及び鬼北町役場に備え置いて縦覧に供する。）

### ○愛媛県告示第164号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

令和元年6月7日

愛媛県知事 中村時広

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所  
西条市（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的  
土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件  
(1) 立木の伐採の方法  
ア 主伐に係る伐採種は、定めない。  
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。  
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。  
(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。  
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係

書類を愛媛県庁及び西条市役所に備え置いて縦覧に供する。)

○愛媛県告示第165号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(昭和44年法律第57号)第3条第1項の規定により、次の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定する。

その関係図面は、愛媛県庁並びに関係の地方局建設部及び市役所において縦覧に供する。

令和元年6月7日

愛媛県知事 中村 時 広

本九島(追加)

急傾斜地崩壊危険区域の指定(昭和53年7月愛媛県告示第840号)本九島の項で指定した標柱2号と標柱1号を結んだ線、標柱1号と次に掲げる地番の土地に在する標柱17号から標柱23号までを順次結んだ線及び標柱23号と標柱2号を結んだ線に囲まれた区域

| 市 町  |     | 地 番    | 標 柱     |
|------|-----|--------|---------|
| 宇和島市 | 本九島 | 1564番  | 17号     |
|      |     | 1568番  | 18号、19号 |
|      |     | 1547番1 | 20号     |
|      |     | 1545番  | 21号、22号 |
|      |     | 1544番1 | 23号     |

○愛媛県告示第166号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第30条第2項の規定により、松山市富久土地改良区の定款の変更を認可した。

令和元年6月7日

愛媛県中予地方局長 尾崎 幸 朗

○愛媛県告示第167号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第1項に規定する開発行為に関する工事が次のとおり完了した。

令和元年6月7日

愛媛県中予地方局長 尾崎 幸 朗

| 検査済証の番号及び交付年月日           | 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称 | 開発許可を受けた者の住所及び氏名                             |
|--------------------------|---------------------------|--|
| 元中局建(開)第11号<br>令和元年5月28日 | 伊予郡松前町大字神崎字向井376番4        | 松山市古川北四丁目10番24号<br>サーージュ・フロレスタ201号<br>中山 翔 太 |

公 告

○公 告

次のとおり一般競争入札に付する。

令和元年6月7日

愛媛県知事 中村 時 広

1 入札に付する事項

- (1) 件名  
土木設計積算システム用端末機の借入れ
- (2) 借入物品名及び数量  
パーソナルコンピュータ220台(ソフトウェア一式、搬入、据付、撤去、調整、保守一式を含む)
- (3) 借入物品の内容等  
入札説明書及び仕様書による。
- (4) 借入期間  
令和元年10月1日から令和6年9月30日まで
- (5) 借入場所  
入札説明書及び仕様書による。
- (6) 入札方法  
入札金額は、1月当たりの借入代金を記載すること。  
なお、この公告の入札は、原則として愛媛県電子入札運用基準(製造の請負等編)に定義するシステム(以下「電子入札システム」という。)を利用して行うこととするが、愛媛県電子入札システムの利用者登録を行っていない入札参加資格者が応札する場合には、紙入札を行うことができる。

また、落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当

該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札に参加する者に必要な資格

知事の審査を受け、平成29・30・31年度の製造の請負等に係る一般競争入札に参加する資格を有すると認められた業者で、次の事項に該当するもの。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 適正かつ確実に保守が行える体制が整備されていることを証明したものであること。
- (3) 開札の日において、知事が行う入札参加資格停止の期間中にない者であること。
- (4) 営業種別「その他」営業種目「レンタル・リース」又は、営業種別「文具・事務用機器類」営業種目「事務機器」について平成29・30・31年度の製造の請負等に係る一般競争入札に参加する資格を有すると認められ、かつ「特定調達参加希望」の登録をしている者であること。

3 入札書の提出場所等

- (1) 契約条項及び入札説明書の掲載場所  
愛媛県入札情報公開システム上に掲載する。  
<https://www.ebid-ppi.pref.ehime.jp/ebidPPIGPublish/EjPPIj>
- (2) 電子入札システムによる入札の期間

令和元年 7 月 16 日（火）から令和元年 7 月 19 日（金）までの電子入札システム稼働時間中（午前 9 時から午後 8 時まで（ただし、7 月 19 日は午前 12 時まで））。

(3) 開札の日時及び場所

令和元年 7 月 19 日（金）午後 2 時  
愛媛県庁第一別館 4 階技術企画室内

(4) 入札書の提出方法

原則として電子入札システムによる。ただし、紙入札方式による者については、(3)に掲げる日時までに当該場所へ持参又は郵送すること。

(5) 問合せ先

愛媛県土木部土木管理局土木管理課技術企画室  
システム管理係  
〒790 8570  
愛媛県松山市一番町四丁目 4 番地 2  
電話 (089)912 2649

4 その他

(1) 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

愛媛県会計規則（昭和45年愛媛県規則第18号）第135条から第137条までの規定による。

(3) 入札者に要求される事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、この公告に示した物品を納入できることを証明する書類を、提出しなければならない。

なお、知事から当該書類の内容に関し説明を求められた場合

は、これに応じなければならない。

ア 受領期限

令和元年 7 月 5 日（金）午後 5 時 15 分

(4) 入札の無効

2 に掲げる資格を有しない者の提出した入札書及び入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書は、無効とする。

(5) 契約書作成の要否

要

(6) 落札者の決定方法

この公告に示した物品を納入できると知事が判断した入札者であって、愛媛県会計規則第133条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とする。

(7) その他

詳細は、入札説明書による。

5 Summary

(1) Nature and quantity of the product to be leased: Personal Computer 220 units

(2) Time limit of tender: 2:00 p.m., 19 July 2019

(3) For further information, please contact: System Administration Section, Technology and Planning Office, Public Works Administration Division, Administration Subdepartment, Public Works Department, Ehime Prefectural Government, 4 4 2 Ichibancho, Matsuyama, Ehime 790 8570 Japan  
Tel 089 912 2649

県 議 会 訓 令

○愛媛県議会訓令第 1 号

愛媛県議会議務局

愛媛県議会議務局規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和元年 6 月 7 日

愛媛県議会議長 西 田 洋 一

愛媛県議会議務局規程の一部を改正する訓令

愛媛県議会議務局規程（昭和39年愛媛県議会訓令第 1 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

| 改 正 後   | 改 正 前   |
|---|---|
| <p>(課長及び室長の専決事項)</p> <p><b>第 8 条</b> 課長及び室長の専決事項は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(3) 省略</p> <p>(4) <u>所属職員の超過勤務及び休日勤務（これらの勤務が特例業務に該当するものに限る。）に関すること。</u></p> <p>(5) 省略</p> <p>(6) 省略</p> <p>(7) 省略</p> <p>(8) 省略</p> <p>(9) 省略</p> <p>(10) 省略</p> <p>(11) 省略</p> <p>(12) 省略</p> | <p>(課長及び室長の専決事項)</p> <p><b>第 8 条</b> 課長及び室長の専決事項は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(3) 省略</p> <p>(4) 省略</p> <p>(5) 省略</p> <p>(6) 省略</p> <p>(7) 省略</p> <p>(8) 省略</p> <p>(9) 省略</p> <p>(10) 省略</p> <p>(11) 省略</p> |

- (13) 省略
- (14) 省略
- (15) 省略
- (16) 省略
- (17) 省略
- (18) 省略

2 省略

(主幹の専決事項)

第9条 主幹の専決事項は、次のとおりとする。

- (1) 省略
- (2) 主幹が担任する係又はグループに属する職員の超過勤務及び休日勤務に関する事(前条第1項第4号に掲げるものを除く。)
- (3)~(12) 省略

2 省略

- (12) 省略
- (13) 省略
- (14) 省略
- (15) 省略
- (16) 省略
- (17) 省略

2 省略

(主幹の専決事項)

第9条 主幹の専決事項は、次のとおりとする。

- (1) 省略
- (2) 主幹が担任する係又はグループに属する職員の超過勤務及び休日勤務に関する事\_\_\_\_\_。
- (3)~(12) 省略

2 省略

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

公営企業公告

○公 告

次のとおり一般競争入札に付する。

令和元年6月7日

愛媛県公営企業管理者 兵 頭 昭 洋

1 入札に付する事項

- (1) 件名  
シンチレーションカメラシステムの借入れ
- (2) 借入物品名及び数量  
シンチレーションカメラシステム 1式  
(使用にあたり必要な運搬、搬入、設置、調整、説明等一式を含む。)
- (3) 借入物品の内容等  
入札説明書及び仕様書による。
- (4) 借入期間  
令和2年1月1日から令和7年12月31日まで
- (5) 借入場所  
愛媛県立中央病院  
(愛媛県松山市春日町83番地)
- (6) 設置完了日  
令和元年12月31日(火)
- (7) 入札方法  
ア この公告の入札は、愛媛県電子入札運用基準(製造の請負等編)に定義するシステム(以下「電子入札システム」という。)による。ただし、愛媛県電子入札運用基準(製造の請負等編)7(1)又は(2)の規定により紙入札による参加承諾を受けた者にとっては、紙入札を行うことができる。  
イ 入札金額は、1月当たりの借入代金とすること。

また、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者

であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札に参加する者に必要な資格

知事の審査を受け、平成31年度の製造の請負等に係る一般競争入札に参加する資格を有すると認められた業者で、次の事項に該当する者

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) この公告で示す物品を借入期間の開始までに確実に納入できることを証明した者であること。
- (3) 開札の日において、知事が行う入札参加資格停止の期間中にない者であること。
- (4) 法令等の定めによる許認可等に基づいて営業を行う必要がある場合にあっては、その許認可等に基づく営業であることを証明した者であること。

3 入札書の提出方法等

- (1) 提出書類及び入札書の提出方法  
電子入札システムによる。
- (2) 契約条項及び入札説明書の掲載場所  
愛媛県入札情報公開システム上に掲載する。  
<http://www.pref.ehime.jp/h40180/e-bid-nyuusatsu/>
- (3) 入札書のほかに提出する書類の受領期限  
令和元年7月12日(金)午後5時00分まで。
- (4) 入札書の受領期限  
電子入札システムによる場合は、令和元年7月22日(月)から令和元年7月24日(水)までの電子入札システム稼働時間中(午前9時00分から午後8時00分まで(ただし、7月24日は午前9時59分まで))。  
紙入札による場合は、令和元年7月24日(水)午前9時59分まで。
- (5) 開札の日時及び場所  
令和元年7月24日(水)午前10時00分  
愛媛県公営企業管理局大会議室(愛媛県庁第二別館2階)
- (6) 問い合わせ先

愛媛県公営企業管理局総務課財産管理係  
〒790 8570  
愛媛県松山市一番町四丁目4番地2  
電話 (089)912 1000 内線4623  
又は(089)912 2794

TEL 089 912 2794

## 4 その他

- (1) 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨  
日本語及び日本国通貨
- (2) 入札保証金  
愛媛県公営企業会計規程（昭和46年愛媛県公営企業管理規程第9号）第176条において例によることとされる愛媛県会計規則（昭和45年愛媛県規則第18号）第135条から第137条までの規定による。
- (3) 入札者に要求される事項  
この一般競争入札に参加を希望する者は、この公告に示した物品を納入できることを証明する書類を、入札説明書等に基づき令和元年7月12日（金）午後5時00分までに提出しなければならない。  
なお、愛媛県公営企業管理者から当該書類の内容に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。
- (4) 入札の無効  
2に掲げる資格を有しない者の提出した入札書及び入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書は、無効とする。
- (5) 契約書作成の要否  
要
- (6) 契約保証金  
愛媛県公営企業会計規程（昭和46年愛媛県公営企業管理規程第9号）第176条において例によることとされる愛媛県会計規則（昭和45年愛媛県規則第18号）第152条から第154条までの規定による。
- (7) 落札者の決定方法  
この公告に示した物品を納入できると愛媛県公営企業管理者が判断した入札者であって、愛媛県公営企業会計規程第176条において例によることとされる愛媛県会計規則第133条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とする。
- (8) 入札書の提出方法  
電子入札による場合は、電子入札システムにより入札金額及び電子くじ入力番号を入力の上、提出すること。  
紙入札による場合は、入札書を直接又は郵便（書留郵便に限る。）により3(6)に掲げる場所に提出すること。
- (9) その他  
詳細は、入札説明書による。

## 5 Summary

- (1) Nature and quantity of the product to be leased: Scintillation Camera System , 1 set
- (2) Time limit of tender: 9:59 a.m. , 24 July 2019
- (3) For further information , please contact: Property Management Section , General Affairs Division , Public Enterprise Management Bureau , Ehime Prefectural Government , 4 4 2 Ichibancho , Matsuyama , Ehime 790 8570 Japan